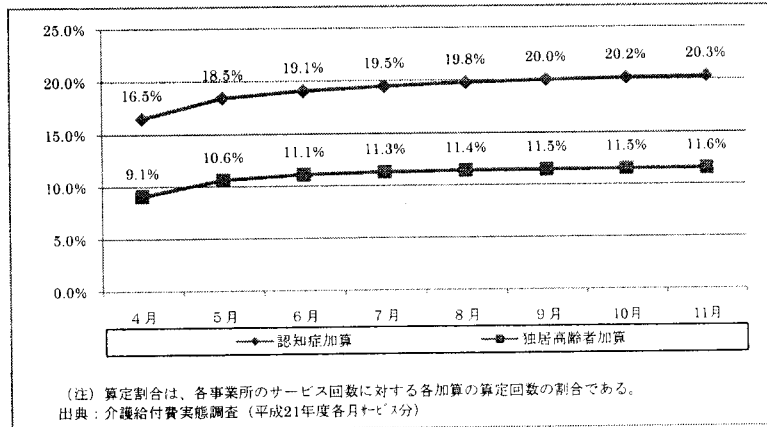


○認知症加算の算定割合は、平成21年4月分以降緩やかに上昇し、平成21年11月分で20.3%となっている。
一方、独居高齢者加算の算定割合は、平成21年4月分以降緩やかに上昇し、平成21年11月分で11.6%となっている。

【参考】報酬改定の概要

ケアマネジメントを行うに際し、特に労力を要する認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症高齢者等、独居高齢者に対する支援等について評価

- 認知症加算 150 単位/月
- 独居高齢者加算 150 単位/月

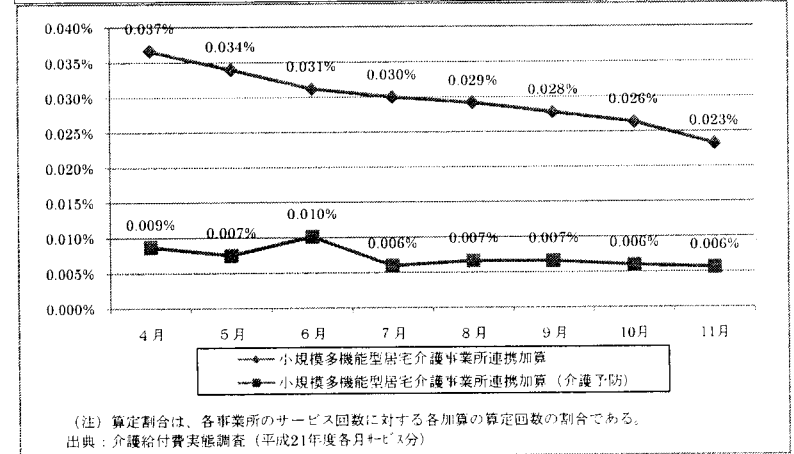


○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降下降し、平成21年11月分では0.02%となっている。
一方、介護予防サービスでは、平成21年4月以降0.01%以下で緩やかに下降している。

【参考】報酬改定の概要

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護へと以降する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等の評価

- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月



J. 夜間対応型訪問介護

【受給者数及び費用額等】

- 夜間対応型訪問介護の費用額対前年同月比は平均77.5%増(平成21年4~9月分)、51.3%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均52.2%増(平成21年4~9月分)、37.6%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均16.7%増(平成21年4~9月分)、9.9%増(平成21年11月分)で推移

夜間対応型訪問介護の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	21.6	23.4	25.2	25.1	25.6	24.6	25.0	26.0	25.1	25.7	25.0
対前年同月比	-	-	16.7%	20.9%	18.1%	16.1%	20.5%	21.1%	6.4%	7.1%	9.9%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

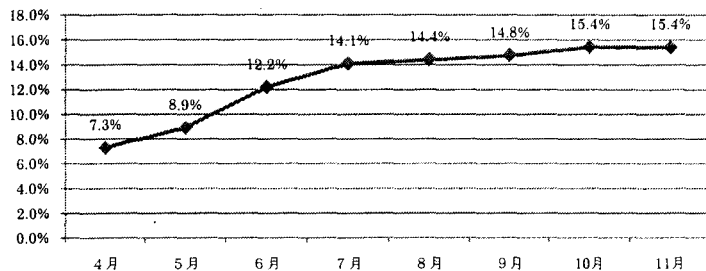
【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は9.6%、平成21年10月分は12.0%となっている。

- 24時間通報対応加算の算定割合は、4月サービス分の7.3%から上昇を続け、直近月となる11月サービス分は、15.4%となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の24時間の安心確保に資する仕組みを構築するとともに、看護師、介護福祉士等とされているオペレーターの資格要件に、准看護師及び介護支援専門員を追加



(注)算定割合は、各事業所のサービス件数に対する各加算の算定件数の割合である。

出典:介護給付費実態調査(平成21年度各月サービス分)

K. 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)

【受給者数及び費用額等】

- 小規模多機能型居宅介護の費用額対前年同月比は平均51.5%増(平成21年4~9月分)、41.8%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均42.9%増(平成21年4~9月分)、33.7%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均6.0%増(平成21年4~9月分)、6.1%増(平成21年11月分)で推移

小規模多機能型居宅介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	175.7	176.7	186.1	184.1	186.1	186.7	186.0	186.7	186.9	187.2	186.9
対前年同月比	-	-	6.0%	5.6%	6.3%	6.2%	5.9%	5.6%	6.2%	6.0%	6.1%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、小規模多機能型居宅介護では、平成21年4月分は47.6%、平成21年10月分は52.9%となっている。
また、介護予防小規模多機能型居宅介護では、平成21年4月分は51.0%、平成21年10月分は54.8%となっている。

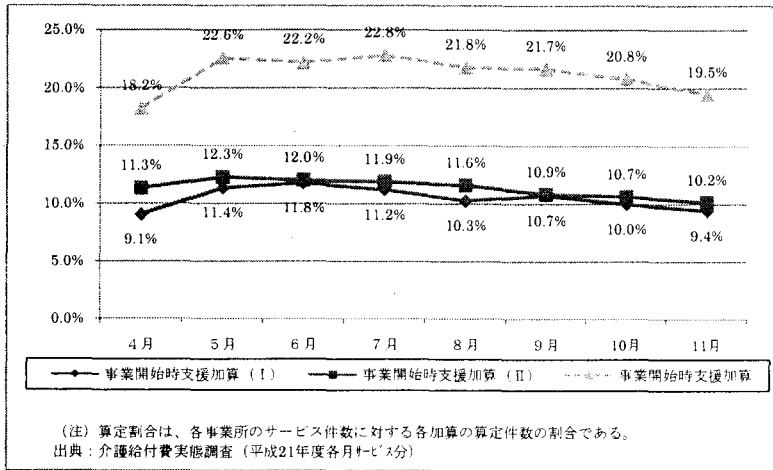
○事業開始時支援加算

介護サービスの事業開始時支援加算(I)の算定割合は、9.1~11.8%、事業開始時支援加算(II)の算定割合は、10.6~12.3%となっており、横ばいで推移。

一方、介護予防サービスの事業開始時支援加算は、4月サービス分の18.2%から上昇し、7月サービス分以降は下降して推移。

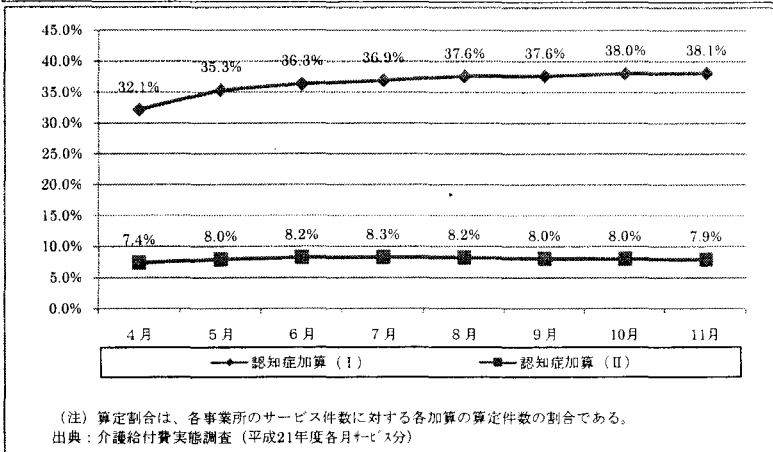
【参考】報酬改定の概要

居宅介護支援事業者との連携の推進や利用者の増加を図るとともに、宿泊サービス利用者がいない場合の夜勤職員の配置基準の見直しにより、事業開始後の一定期間における経営の安定化を図るための評価



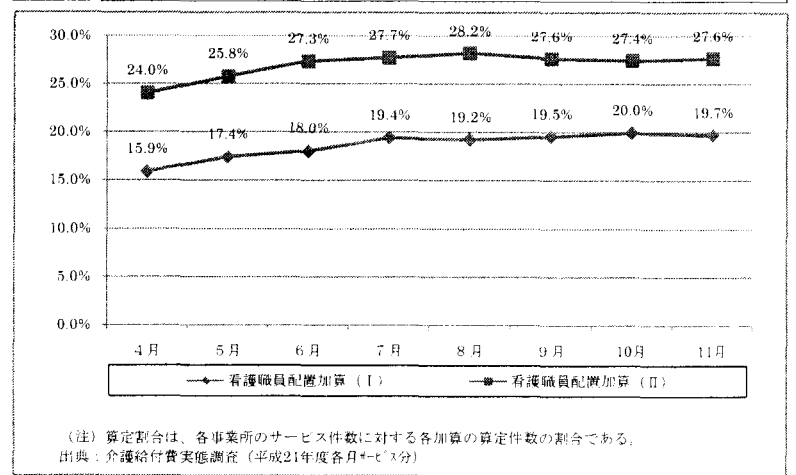
○認知症加算
 認知症加算（Ⅰ）の算定割合は、4月サービス分では32.1%から緩やかに上昇し、11月サービス分では38.1%で推移。
 一方、認知症加算（Ⅱ）の算定割合は、7.4～8.3%の間で横ばいに推移。

【参考】報酬改定の概要
 認知症高齢者等への対応を評価



○看護職員配置加算
 看護職員配置加算（Ⅰ）の算定割合は、4月サービス分15.9%から緩やかに上昇し、11月サービス分では19.7%で推移。
 一方、看護職員配置加算（Ⅱ）の算定割合は、4月サービス分24.0%から緩やかに上昇し、6月サービス分以降は横ばいに推移。

【参考】報酬改定の概要
 常勤の看護職員の配置を評価



L. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 認知症対応型共同生活介護の費用額対前年同月比は平均5.5%増（平成21年4～9月分）、5.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均4.5%増（平成21年4～9月分）、4.2%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.0%増（平成21年4～9月分）、1.1%増（平成21年11月分）で推移

認知症対応型共同生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	263.5	262.4	266.1	261.0	268.6	261.8	270.5	270.8	262.8	271.2	262.8
対前年同月比	-	-	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	0.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

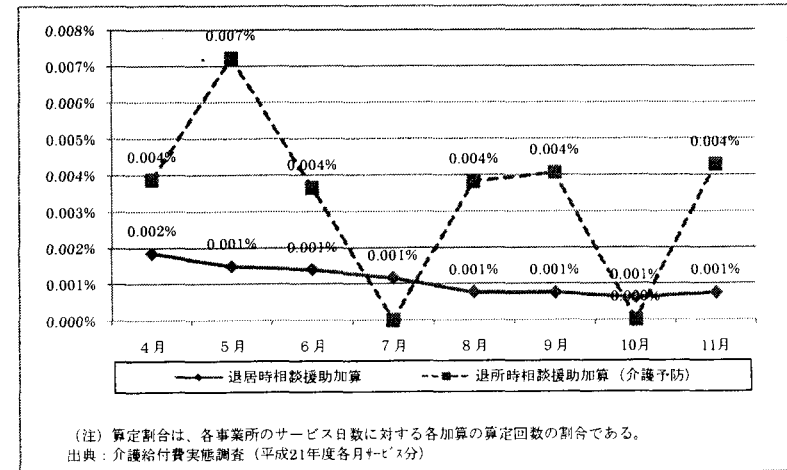
- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は58.2%、平成21年10月分は65.8%となっている。
また、介護予防認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は54.2%、平成21年10月分は61.3%となっている。

- 退居時相談援助加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降徐々に下降しており、一方、介護予防サービスは母数が少ないため、各月によってバラツキが生じている。

【参考】報酬改定の概要

グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合を評価

- 退居時相談援助加算 400単位/回（利用者1人につき1回を限度）

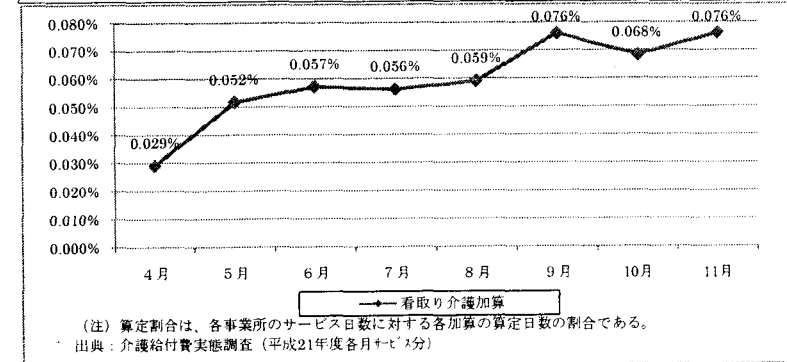


- 看取り介護加算の算定割合は、平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で0.08%となっている。

【参考】報酬改定の概要

利用者の看取りへの対応を評価

- 看取り介護加算 80単位/日（死亡日以前30日を上限）

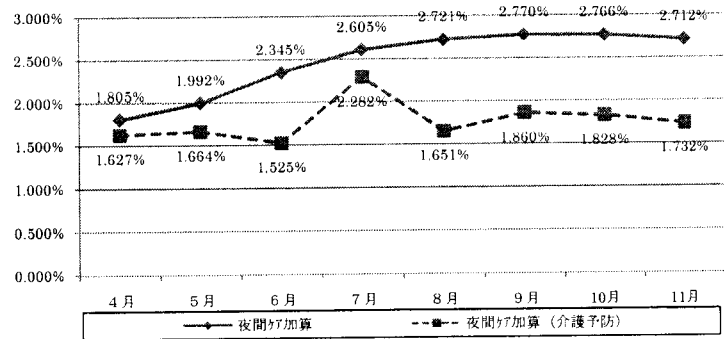


○夜間ケア加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で2.7%となっている。
 一方、介護予防サービスでは平成21年4月分以降バラツキはあるものの、概ね1.5～2.3%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

夜間職員の手厚い配置に対する評価

➢ 夜間ケア加算 25単位/日



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定割合は、介護サービスでは0.001～0.002%の間を推移している。
 一方、介護予防サービスでは、利用者がほとんどいないが、母数が少ないため変動が大きい（平成21年10月分で0.02%）

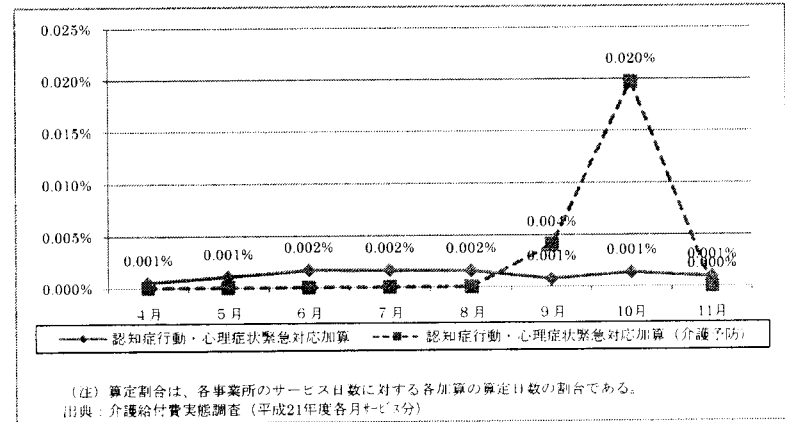
【参考】報酬改定の概要

家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者を緊急的に受け入れた場合の評価

➢ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（入所日から7日を限度）

➢ 算定要件

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者



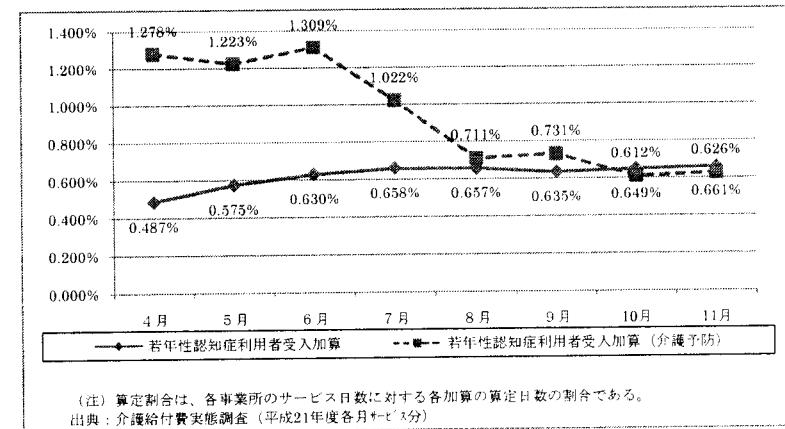
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分から緩やかに上昇し、平成21年11月分では0.66%となっている。
 一方、介護予防サービスでは、平成21年6月分以降、下降傾向であり、平成21年11月分では0.63%となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➢ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



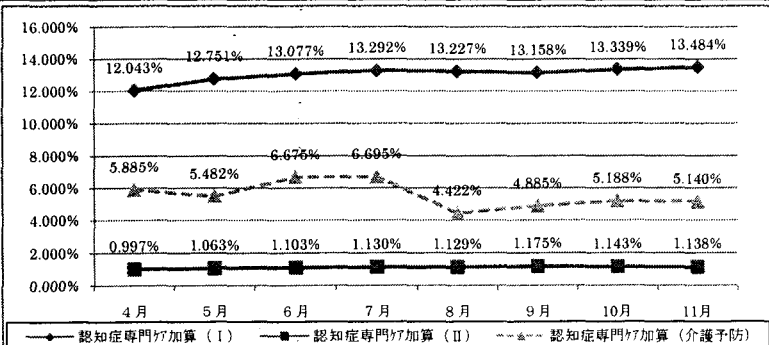
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○認知症専門ケア加算の算定割合は、介護サービスの認知症専門ケア加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）とも横ばいで推移しており、平成21年11月分では認知症専門ケア加算（Ⅰ）は13.5%、認知症専門ケア加算（Ⅱ）は1.1%となっている。
 一方、介護予防サービスの認知症専門ケア加算は平成21年4月分以降、4.4～6.7%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日



（注）算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

M. 介護福祉施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護福祉施設サービスの費用額対前年同月比は平均5.8%増（平成21年4～9月分）、6.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均2.0%増（平成21年4～9月分）、1.7%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均3.7%増（平成21年4～9月分）、4.4%増（平成21年11月分）で推移

介護老人福祉施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～11月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額（1月平均） （単位：千円）	260.5	259.1	270.2	264.2	273.2	265.7	274.9	275.6	267.5	276.2	267.8
対前年同月比			3.7%	3.4%	3.6%	3.7%	3.8%	3.8%	4.1%	4.3%	4.4%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は41.8%、平成21年10月分は35.6%となっている。

- 日常生活継続支援加算の事業所取得割合（※）は、平成21年4月分で51.7%、平成21年10月分は60.7%となっている。

※日常生活継続支援加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。

【参考】報酬改定の概要

介護度が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設を評価するとともに、基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- 日常生活継続支援加算 22単位/日
- 算定要件

次のいずれにも該当する場合

- ①入所者のうち、要介護4～5の割合が65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上であること。
- ②介護福祉士を入所者の数が6又は園は数を増すごとに1以上配置していること。

○夜勤職員配置加算の算定割合は、(Ⅰ)口では平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では40.3%となっている。
 その他の(Ⅰ)イ、(Ⅱ)イ及び(Ⅱ)口では、平成21年4月分以降若干上昇しているものの、ほぼ横ばいで推移し、平成21年11月分では(Ⅰ)イは12.0%、(Ⅱ)イは4.3%、(Ⅱ)口は11.7%となっている。

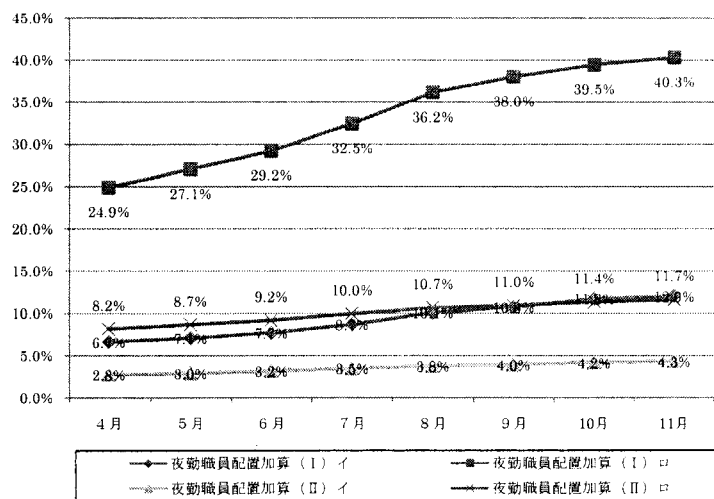
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ〔定員31~50人〕 22単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口〔定員30人又は51人以上〕 13単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ〔ユニット型施設+定員31~50人〕 27単位/日
- 夜勤職員配置加算(Ⅱ)口〔ユニット型施設+定員30人又は51人以上〕 18単位/日

➢ 算定要件

夜勤を行う介護職員・看護職員の数、最低基準を1人以上上回っている。



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査(平成21年度毎月サービス分)

○看護体制加算の算定割合は、全ての区分でほぼ横ばいとなっており、平成21年11月分では、(Ⅰ)イは18.8%、(Ⅰ)口は64.9%、(Ⅱ)イは13.7%、(Ⅱ)口は41.3%となっている。

【参考】報酬改定の概要

常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価

- 看護体制加算(Ⅰ)イ〔定員31~50人〕 6単位/日
- 看護体制加算(Ⅰ)口〔定員30人又は51人以上〕 4単位/日
- 看護体制加算(Ⅱ)イ〔定員31~50人〕 13単位/日
- 看護体制加算(Ⅱ)口〔定員30人又は51人以上〕 8単位/日

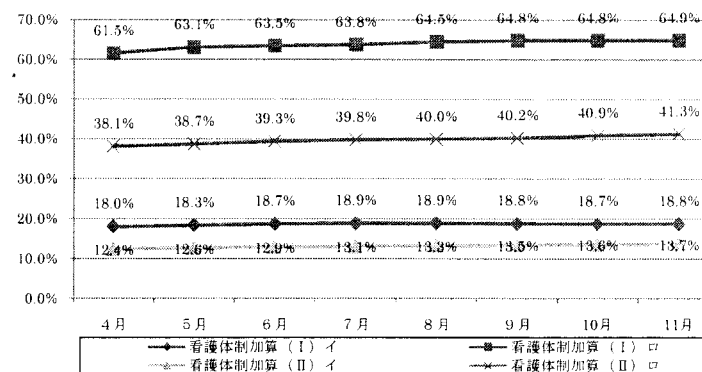
➢ 算定要件

看護体制加算(Ⅰ)：常勤の看護師を1名以上配置していること。

看護体制加算(Ⅱ)：①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置

②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置

③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保



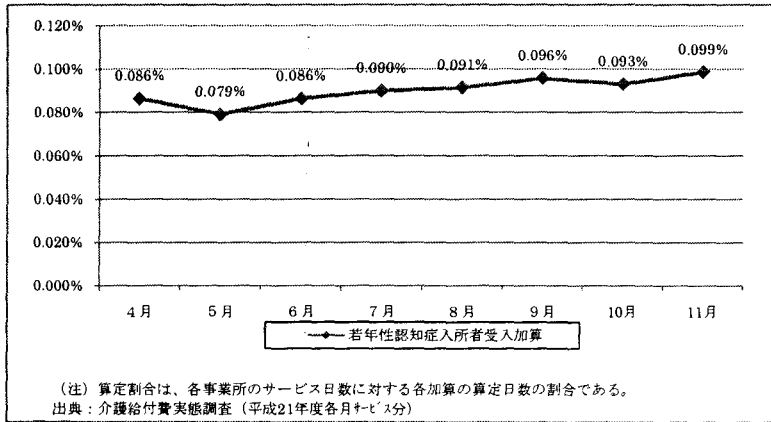
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査(平成21年度毎月サービス分)

○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成21年4月分以降0.08~0.1%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

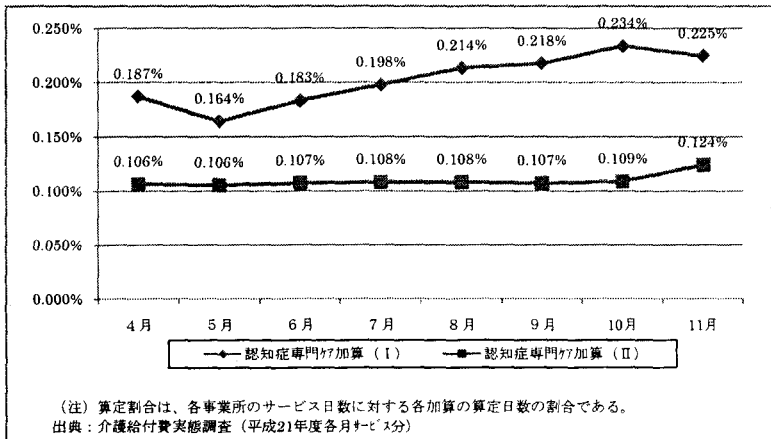
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



○認知症専門ケア加算の算定割合は、(Ⅰ)では平成21年5月分以降上昇傾向であり、直近の平成21年11月分では0.23%となっている。
一方、(Ⅱ)では、0.1%台を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要
認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

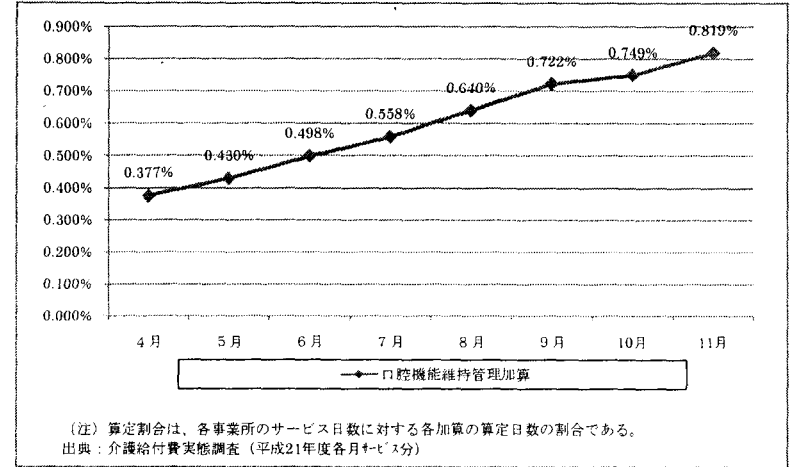
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日



○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.82%となっている。

【参考】報酬改定の概要
介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- 口腔機能維持管理加算 30単位/月



N. 介護保健施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護保健施設サービスの費用額対前年同月比は平均7.2%増(平成21年4~9月分)、7.7%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月増加率が平均2.2%増(平成21年4~9月分)、2.4%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.9%増(平成21年4~9月分)、5.2%増(平成21年11月分)で推移

介護保健施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	274.4	273.9	287.8	279.8	290.4	283.4	293.4	294.5	285.3	293.4	285.4
対前年同月比	-	-	4.9%	4.5%	4.9%	5.0%	5.2%	4.8%	5.0%	5.2%	5.2%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分では4.5%、平成21年10月分は96.7%となっている。

- 夜勤職員配置加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では77.5%となっている。

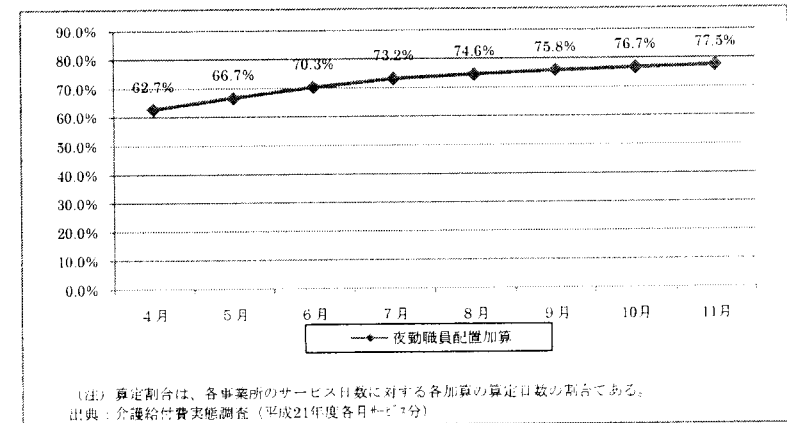
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

➤ 夜勤職員配置加算 24単位/日

➤ 算定要件

- ・41床以上の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②2名を超えて配置
- ・41床未満の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②1名を超えて配置

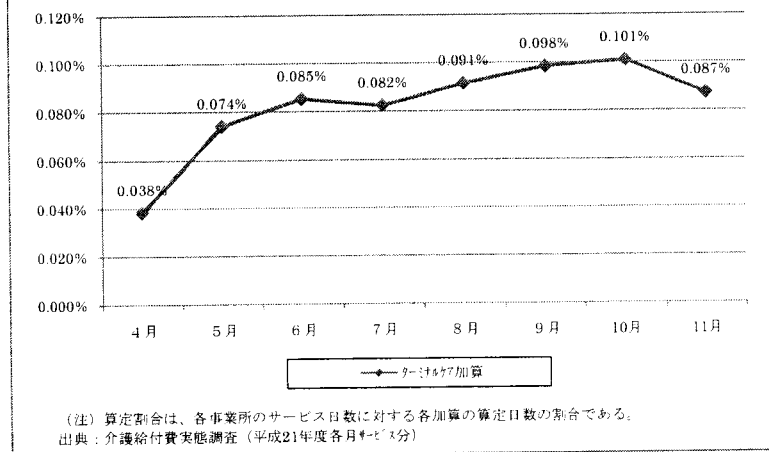


- ターミナルケア加算の算定割合は、平成21年4月分の0.04%から上昇傾向であり、平成21年11月分では0.1%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護老人保健施設における実態を勘案し、看取りの際のケアについて評価

- ターミナルケア加算 200単位/日(死亡日以前15~30日)
- 315単位/日(死亡日以前14日まで)

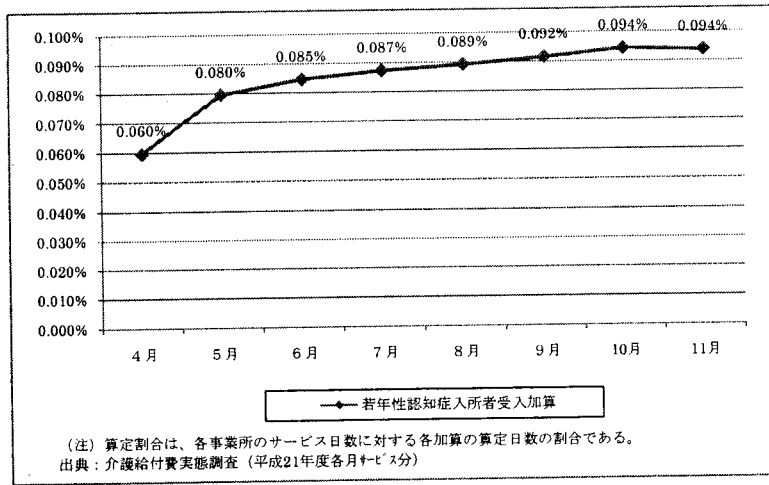


○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降上昇傾向であり、平成 21 年 11 月分では 0.094% となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➤ 若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日



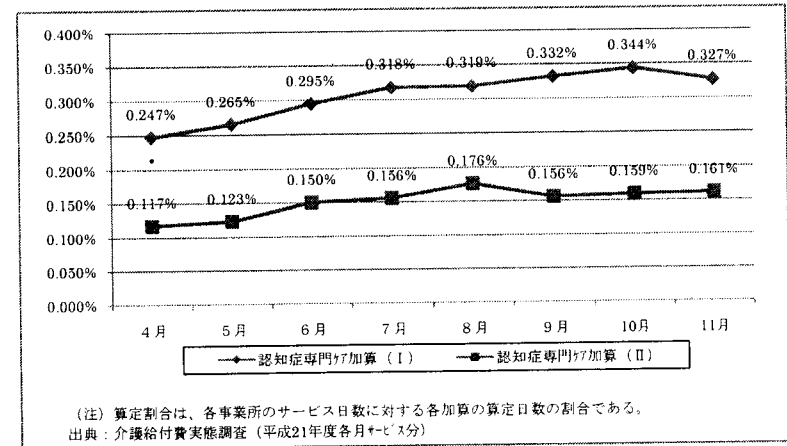
○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I) 及び (II) とともに平成 21 年 4 月分から緩やかに上昇しており、平成 21 年 11 月分では、(I) は 0.333%、(II) は 0.166% となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

➤ 認知症専門ケア加算 (I) 3 単位/日

認知症専門ケア加算 (II) 4 単位/日

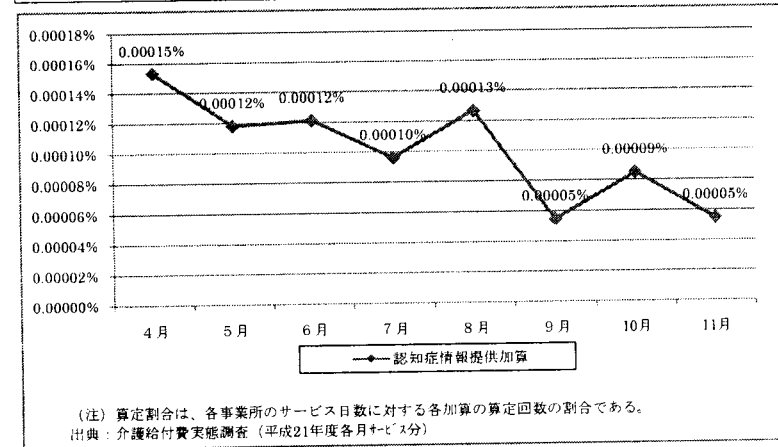


○認知症情報提供加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分から下降傾向であり、平成 21 年 11 月分では、0.00005% となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症の確定診断を促進し、より適切なサービスを提供する観点から、認知症の疑いのある介護老人保健施設入所者を認知症疾患医療センター等に対して紹介することについて評価

➤ 認知症情報提供加算 350 単位/回

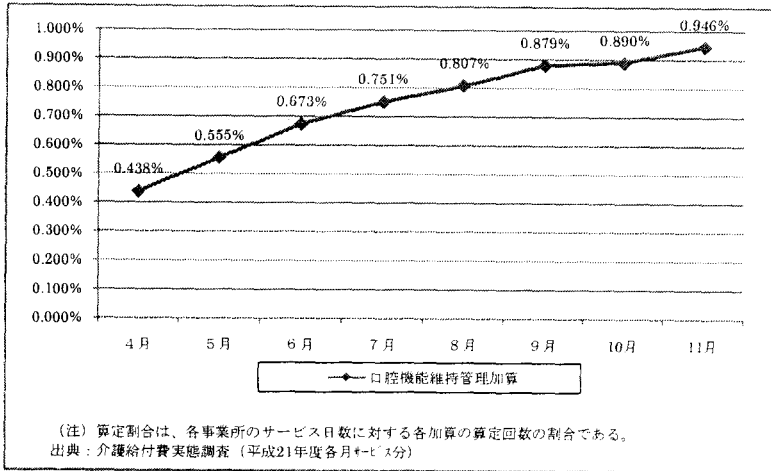


○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降上昇傾向であり、平成 21 年 11 月分では 0.95%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

➢ 口腔機能維持管理加算 30 単位/月



○ 介護療養施設サービス

【受給者数及び費用額等】

○介護療養施設サービスの費用額対前年同月比は平均△9.0%減（平成 21 年 4～9 月分）、△8.9%減（平成 21 年 11 月分）で推移

○受給者数対前年同月比増加率が平均△8.5%減（平成 21 年 4～9 月分）、△8.8%減（平成 21 年 11 月分）で推移

○1人あたり費用額対前年同月比は平均△0.5%減（平成 21 年 4～9 月分）、△0.2%減（平成 21 年 11 月分）で推移

介護療養施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	390.4	388.5	388.4	380.1	392.0	382.2	395.0	395.9	384.8	396.2	383.8
対前年同月比	-	-	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.3%	-0.4%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

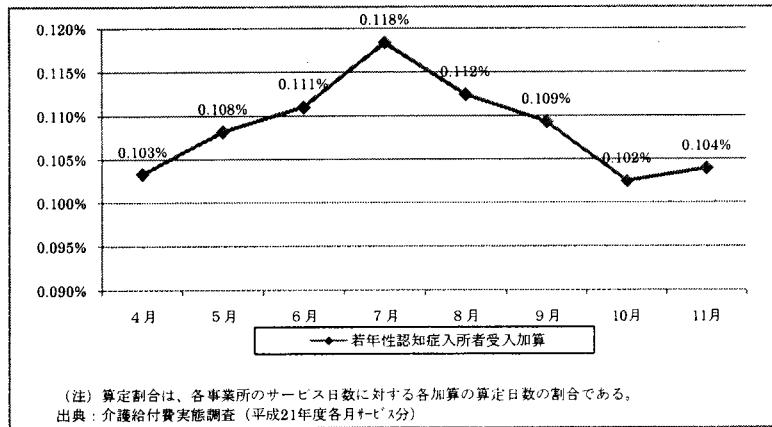
○サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成 21 年 4 月分は 77.9%、平成 21 年 10 月分は 84.0%となっている。

○若年性認知症患者受入加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降 0.10～0.12%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

➢ 若年性認知症患者受入加算 120 単位/日

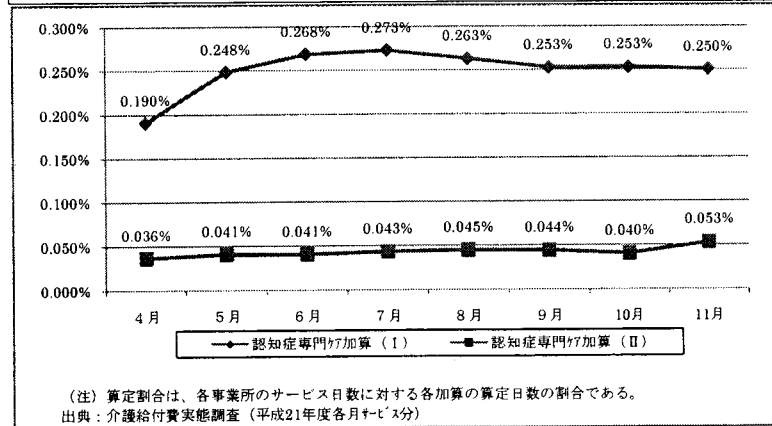


○認知症専門ケア加算の算定割合は、(Ⅰ)では平成21年4月分から上昇後、5月分以降は横ばいで推移し、平成21年11月分は0.25%となっている。一方、(Ⅱ)では4月サービス分以降、若干の増加はみられるものの0.05%以下でほぼ横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日



○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.98%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- 口腔機能維持管理加算 30単位/月

